

君津市民生委員児童委員協議会会則

(名称及び組織)

第1条 本会は、君津市民生委員児童委員協議会と称し、君津市の民生委員児童委員（主任児童委員を含む）をもって組織する。

(目的)

第2条 本会は民生委員児童委員・主任児童委員活動の推進並びに会員相互の連絡及び親睦を図り、民生事業の進展に資し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の活動に関する調査研究ならびに連絡調整
- (2) 会員の活動に必要な資料及び情報の収集
- (3) 会員の親睦ならびに互助共励に関する事業の実施
- (4) 会員の資質向上のための研修会の開催
- (5) 社会福祉協議会活動への協力
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) その他必要な事業

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 専門部会担当 3名
- (5) 監事 2名

2 役員は地区会長会において選出する。

3 役員のうち監事は単位民児協副会長から選任する。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会計は本会の経理を担当する。
- 5 専門部会担当は各専門部会活動の全般を補佐する。
- 6 監事は本会の経理及び会務の執行につき監査する

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のために選任された者は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後であっても、後任者の就任するまでその職務を行う。

(総会)

第7条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

2 会長は毎年1回定時総会を招集しなければならない。

3 定時総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に招集するのを常例とする。

- 4 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 5 総会の議長は出席委員の中から選出する。
- 6 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第8条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員に委任することができる。この場合において、前条第6項及び第7項の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第9条 総会においては次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 会則の改正、その他重要事項に関すること。
- (4) 地区会長会において総会に付することを相当と認めた事項

(地区会長会)

第10条 単位民児協会会長は地区会長会を構成し会務を執行する。

- 2 地区会長会は、必要に応じ会長が招集しその議長となる。
- 3 地区会長会は、総会の議案、その他会の運営に必要な事項を決定する。

(専門部会)

第11条 本会に専門部会をおくことができる。部会規程は別に定める。

(互助共励等)

第12条 会員の互助及び共励事業を実施する。互助共励規程は別に定める。

(事務所)

第13条 本会の事務所は君津市社会福祉協議会内におく。

(経費)

第14条 本会の経費は会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は年額9,600円とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第16条 本会会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(旧会則の廃止)

君津市民生委員児童委員協議会会則(昭和48年12月1日施行)は廃止する。

(施行期日)

- 1 この会則は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成21年11月7日から施行する。